

## 令和8年度あいずみ商品券事業概要

### 事業の趣旨

高齢者等に対する社会保障の理念と、エネルギー・食料品価格の物価高騰等の影響を受ける住民への支援と町内事業者への経済的影響の緩和を目的に、町内の消費需要を喚起し地域経済の活性化のため、商品券事業を実施する。

### 1. 商品券の概要

(1) 商品券名称 令和8年度あいずみ商品券

(2) 発行者 藍住町

(3) 発行総額 104,000,000円

#### (4) 商品券の内容

① 高齢者・子育て世帯向け物価高騰対策商品券事業

5,000円分の商品券(500円券×10枚=5,000円を1冊)を支給。

② 敬老祝券

3,000円分の商品券(500円券×6枚=3,000円を1冊)を支給。

③ 福祉商品券

7,000円分の商品券(500円券×14枚=7,000円を1冊)を支給。

#### (5) 商品券利用期間

①② 令和8年 9月1日から令和9年1月31日まで

③ 令和8年11月1日から令和9年1月31日まで

#### (6) 商品券の利用対象にならないもの

① 出資や債務の支払い

(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道、電話料金等)

② 有価証券、金券、商品券等の購入

(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、乗車券、プリペイドカード、店舗が独自発行する商品券、切手、官製はがき、印紙等換金性の高いもの)

③ 金融商品の購入

④ 宝くじ等の当せん金付証票やサッカーくじ等のスポーツ振興投票券の購入

⑤ 不動産の購入又は家賃や地代、駐車場の賃料等

⑥ 電子マネーへのチャージ

- ⑦ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等の購入
- ⑧ たばこの購入
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号で定める営業店(例:パチンコ、麻雀、ゲームセンター等)並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業において提供される役務に係る支払い
- ⑩ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑪ その他、藍住町長が商品券の利用対象として適当と認めないもの